

## 公益財団法人水道技術研究センター会員規程

公益財団法人水道技術研究センター定款第45条に基づき、会員規程を定める。

### (会員の種類)

第1条 会員は会員A、会員B、会員C、会員D、の4種類とする。

- 2 会員Aは水道事業又は水道用水供給事業を営業者及びその他水道の設置者とする。
- 3 会員Bは水道の技術に関係を有する企業とする。
- 4 会員Cは水道の技術に関係を有する団体とする。
- 5 会員Dは水道の技術について学識又は経験のある者及び水道の技術について関係を有する大学、行政機関等とする。

### (入会)

第2条 会員になろうとする者は、所定の様式により入会の申し込みをなし、理事長の承認を受けるものとする。

- 2 理事長は入会を承認したときは、会員台帳に登録し、その旨を申込者に通知するものとする。

### (会費等)

第3条 入会金及び会費は会員の種類ごとに別表に掲げるとおりとし、その徴収方法については理事長が定める。

### (会費等の使途)

第4条 毎事業年度における会費等の合計額の50%以上は当該年度の公益目的事業に使用するものとする。

### (会員サービスの停止)

第5条 会費の納入を怠った者に対しては、会員のサービスを停止するものとする。

### (会員の資格喪失)

第6条 会員が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由がなく会費を継続して3年以上納入しなかったとき
- (2) 当該会員が個人であるときは死亡したとき、法人及び団体であるときは消滅、解散したとき

### (退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、その旨を書面で届出なければならない。

### (除名)

第8条 会員としてふさわしくない行為があった者又は会費の納入を怠った者は、理事会の議決により除名することができる。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月7日から施行する。(理事会決議日)

(別表)

種 類		入会金	会費 (年間)	
会員 A	簡易水道事業	20,000 円	30,000 円	
	上水道事業 水道用水供給 事業	年間有収水量 100万 <sup>m</sup> 未満	20,000 円	40,000 円
		100万 <sup>m</sup> 以上～1000万 <sup>m</sup> 未満	20,000 円	100,000 円
		1000万 <sup>m</sup> 以上～1億 <sup>m</sup> 未満	20,000 円	200,000 円
1億 <sup>m</sup> 以上		20,000 円	300,000 円	
会員 B	1 級	100,000 円	1,000,000 円	
	2 級	100,000 円	650,000 円	
	3 級	100,000 円	330,000 円	
	4 級	100,000 円	200,000 円	
会員 C		100,000 円	200,000 円	
会員 D		3,000 円	10,000 円	

- (注) 1 出損金を拠出した企業等については、入会金を免除するものとする。  
2 会員Aのうち上水道事業、水道用水供給事業であって、年間有収水量  
100万<sup>m</sup>以上～300万<sup>m</sup>未満の者の会費(年間)は、70,000円とする。  
3 会員Aのうち上水道事業、水道用水供給事業であって、年間有収水量  
1000万<sup>m</sup>以上～3000万<sup>m</sup>未満の者の会費(年間)は150,000円とする。